

情報保護評価サブワーキンググループ
第3回議事録

内閣官房社会保障改革担当室
内閣官房情報通信技術（IT）担当室

情報保護評価サブワーキンググループ（第3回）

日 時：平成 23 年 9 月 30 日（金）14:00～16:00

場 所：合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

【出席者】

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所法務部長
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部准教授
玉井 哲雄	東京大学大学院総合文化研究科教授
宮内 宏	弁護士
中村 秀一	内閣官房社会保障改革担当室長
向井 治紀	内閣官房内閣審議官
奈良 俊哉	内閣官房副長官補付参事官
篠原 俊博	内閣官房社会保障改革担当室参事官
阿部 知明	内閣官房社会保障改革担当室参事官
古橋 浩史	内閣官房社会保障改革担当室参事官
井上 知義	内閣官房情報通信技術担当室参事官
中村 裕一郎	内閣官房社会保障改革担当室企画官
水町 雅子	内閣官房社会保障改革担当室参事官補佐
山本 長史	神奈川県情報公開課長
千葉 英一	神奈川県情報公開課個人情報保護グループグループリーダー

【議事次第】

1. 開 会
2. 議 事
 - (1) 地方自治体における情報保護評価類似の取扱いについて
 - (2) 神奈川県からのヒアリング
 - (3) 情報保護評価に関する論点について
3. 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 : 地方自治体における情報保護評価類似の取扱いについて
- 資料 2 : 神奈川県説明資料
- 資料 3 : 情報保護評価に関する論点
- 参考資料 1 : 情報保護評価の実施タイミングについての考え方
- 参考資料 2 : 情報保護評価の必要性の判断（しきい値評価）基準（案）
- 参考資料 3 : 情報保護評価の実施の仕組み（案）
- 参考資料 4 : 情報保護評価（重点項目評価）報告書の記載様式項目（案）
- 参考資料 5 : 情報保護評価（全項目評価）報告書の記載様式項目（案）

【議事内容】

(中村企画官)

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「情報保護評価サブワーキンググループ」の第3回会合を開催いたします。

お手元の資料の確認の方は省略をさせていただきますが、議事次第の紙に書いてあるとおりのもをお配りしているはずですので、もし資料がない場合がありますら、事務局の方へお知らせください。

また、席上のみですけれども、今日、神奈川県さんの方から御説明を伺うことになっていますが、その資料の差し替えを急ぎよいただきましたので、それが1枚付いております。なお、これは席上だけの配付になっておりますけれども、追ってホームページに掲載する際は、こちらの資料に差し替えた形で掲載しますので、傍聴などの皆様方におかれましては、そのときに入手をしていただければと思います。

では、宇賀座長、本日の議事進行をよろしくお願いいたします。

(宇賀座長)

それでは、議論に入りたいと思います。

本日は、地方自治体におけるオンライン結合等の際の審議会への諮問及びその説明資料が、情報保護評価の検討に参考になることから、まず、事務局から「地方自治体における情報保護評価類似の取扱いについて」を説明していただきます。

次に、本日は、神奈川県から、山本長史情報公開課長、千葉英一同課個人情報保護グループグループリーダーにお越しいただいております。限られた時間の中ではございますが、神奈川県の個人情報に関する取組みについてお聞かせいただきたいと思います。

そして最後に、情報保護評価に関する論点について、事務局から簡単に説明をしていただいた後に、構成員の皆様から御意見をいただきたいと思います。今回の議論によって、サブワーキンググループとしての意見をより明確にできればと考えております。

では、中村企画官、「地方自治体における情報保護評価類似の取扱いについて」、御説明をお願いします。

(中村企画官)

それでは、資料1をご覧ください。情報保護評価の仕組みを考える上での参考材料ということで御提供を申し上げたいと思っております。

幾つかの地方自治体におきましては、コンピュータをほかのコンピュータと通信回線を用いて結合する、いわゆるオンライン結合等の際に、審議会の諮問を経なければならないといったこととしております。この場合には、この審議会におきましては、コンピュータ処理の詳細やその必要性について担当課からの説明を受けて、個人情報保護の観点を中心とした審議が行われるということで理解をいたしております。

こうした過程での評価検証作業が実質上、このサブワーキンググループで議論をいただいております情報保護評価に類似する面があると考えたため、個人情報保護の取組みにおいて、先進的という評価が一般的にございます、神奈川県、川崎市、三鷹市といった東京から近いところではありますが、こういった自治体の状況を、事務局におきまして調査をし、これを取りまとめて、議論の御参考にさせていただくこととしたものです。

なお、蛇足でございますけれども、こういった自治体の事例からは、いろんな議論が可能であろうとは思いますが、今回この場で特に着目しますのは、このサブワーキンググループの検討内容の範囲内ということで、あくまで評価検証作業をどのような形で行うのかという中身の問題について参考にしようということでもありますので、お含みおきいただければ幸いです。

それでは、資料で順次、各自治体の状況を簡単に御説明いたします。

神奈川県ですが、実際に担当の方においでいただいておりますので、詳細はそちらに譲りたいと思いますが、ざっと申し上げますと、形の上では知事さんが諮問をするということではありますが、実務上は担当課さんの方から、情報公開、個人情報保護審議会というものがございまして、こちらへの諮問を行うとか、あるいは審議会への報告が求められていて、これに対して審議会が意見を述べるという取扱いがされるものもございまして、条例上そういった事例を①～⑩というように掲げております。

その後に実際に条例の抜粋なども付けておりますが、特に①のいわゆるセンシティブ情報と言われるものや③の本人以外からの個人情報収集に関する事、それから、④の目的外利用や提供、⑤のオンライン結合といったものに関しては、原則として、これを行うことはいけないということとしながら、これを解除する例外、場合によっては幾つかある例外事項の一つであることもございまして、そういったものとして審議会の意見を聴いた上で、行うことを可能とする枠組みが設けられているということでございます。繰り返しですが、神奈川県の方から直接御説明をいただけたらと思っております。

7ページから、川崎市の例を挙げております。基本的なところは余り変わらないですが、こちら実務上のことと言えば、担当課の方から情報公開運営審議会という、名前は「情報公開」ですが、こちらの審議会への諮問等が必要な場合ということで、この①～⑥を挙げております。

①、③、④、⑤といったものについては、先ほどと同じように、基本的にはできないとしつつ、これを解除する事由の一つとして、意見を聴いて、できるといったような仕組みになっております。この諮問を行います際には、担当課の方で個人情報の取扱いを記載した資料を用意してございまして、その事業の内容や必要性、システムの概要、個人情報の項目、セキュリティ対策、保存期間、職員の取扱い上の責務といったものを記載するということになっております。

若干大きなところで申しますと、次のページですが、審議会におきましては、学識者のほか、市民公募委員や地域の関係者など非常にさまざまな分野の委員から構成され

ておりまして、いろんな意見が出るような工夫をされているということで伺っております。今、詳細に御説明はいたしませんけれども、別添1にこの審議会の概要のほか、実際に諮問を行った事例などを添付しておりますので、参照いただければと思います。

11 ページ、三鷹市の事例でございます。こちらでは担当課から、個人情報保護委員会という個人情報のみ扱う委員会に、諮問等が必要な場合ということで、こちらも10項目ほど条例の方から引っ張っております。

①、④、⑤、⑥、⑧といったものについては、繰り返しですけれども、原則できないとしつつ、委員会の意見を聞いて、できることもあるということにしておりますほか、特徴的なことといたしましては、⑩個人情報処理の外部委託についても諮問が必要であるということとされております。これは恐らくほかの自治体も同様であろうとは思いますが、こういってときに審議をする内容というのは、11ページの②でございます。具体的に担当者の方がおっしゃっていましたが、事業の是非ではなくて、あくまでも個人情報の取扱いが適切に行われるかどうかの観点から審議をするものということでございます。

その他、委員会の構成員について、広く市民委員からの公募などもかけることは、川崎市と同じような工夫をされているということでございます。別添2という形で、三鷹市さんからは委員会の概要のほか、広報誌でかなり個人上保護や情報公開の取組みについて広報をしているということでございますので、そういった例をいただいております、掲載しております。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ただいま御説明のあった「自治体における情報保護評価類似の取扱いについて」に関しまして、御質問や御意見のある方は御発言ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に、山本情報公開課長から、神奈川県情報公開・個人情報審議会について御説明をお願いします。

(山本情報公開課長)

神奈川県庁の情報公開課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料2に従いまして、御説明をさせていただければと思います。冒頭、座長の方からは、オンライン結合についてということでございましたけれども、企画官の方からもありましたように、第三者機関の関わり方の参考ということかとも思いますので、当県の個人情報保護条例に係る審議会あるいは審査会が制度上、どういうふうな関わり方になっていて、運用もどうなっているのかということの説明させていただければと思っております。

資料2を1枚おめくりいただきまして、ページは振っていないのですが、ポンチ絵が見開きで右左になるようなページがあろうかと思っております。私どもの県の個人情報保護

条例における審議会・審査会の機能・役割についてということで、関わりをざっと整理させていただきます。これで全体のつくりを御説明させていただいて、個別運用しているとか扱いをしているというのは、別途、後ろの方の紙で説明をさせていただければと思っております。

「1 個人情報の取扱いの例外」。先ほど中村企画官の方からも条文の御説明でありましたとおり、個々の条文に明記している事項以外の範囲の取扱いを行おうとするときには、事前に県の情報公開・個人情報保護審議会の意見を聞いて取扱いをする。こういうつくりになってございます。正確には4つの項目がございまして、思想信条等取扱い制限の情報については、「あらかじめ」という単語がきつめに書いてあって、ほかのものは意見を聞いた上でということであまり緩めの表現になっておりますが、いずれにしても、事前にこの審議会の意見を聞いた上で取扱いが可能になる。そういうことをしていないと、条文に明記したもの以外は扱えない。こういうつくりになっているということでもあります。

「2 個人情報取扱事務の登録」。県におきましては、それぞれの所属が個人情報を取り扱う際には、その事務を登録する仕組みになっておりまして、これは条例上、義務づけられていて、きちんと施行されておりますが、その際には遅滞なく審議会に報告をし、意見をいただく。こういうチェック機能を果たすことになってございます。問題ありというような指摘をいただきますと、改善を行うというつくりになってございます。

「3 個人情報保護制度の改善に関する施策」。制度設計そのものをいじろうというとき、これはマストではないですけれども、審議会の意見を聞くことができるというような規定になってございます。

右のページに行きまして、「4 審査会の調査権限」。これは審議会ではなくて、個別の案件に対する審査機関、不服審査に対する審査機関でございますけれども、実際の運用を転がしている際に何か問題がある、疑義があるというときには当然審査ということになるわけですが、その際にはインカメラ審議の権限を条文上は規定してございます。インカメラという単語ではないんですけれども、実質上、インカメラ審議をするということの規定はございまして、そういう機能も果たしているというふうなつくりになってございます。

これまで4つは、主に県の実施機関がその情報を扱う際の審議会・審査会との関わりですけれども、県の仕事といたしましては、事業者の方々が個人情報を取り扱う際に、その登録制度や指針を示したりしているわけですが、そういう仕事をする際にも審議会の意見を聞いて、どういうことが適切かということの判断基準の材料にしているというつくりになってございます。全体がこういう流れになってございます。

具体的にどういうふうになっているかを順にお話しさせていただければと思います。1の取扱いの例外をどうするかということで、審議会の下に、類型諮問・答申、個別諮問・答申という単語があると思います。余り見慣れない単語だと思いますけれども、所属横断型で、県庁全体で取り扱うものを「類型」と称しておりまして、所属単位でやるものを「個別」という単語にしてございます。具体的には、資料の10ページ以降に実際に諮問をし

て、答申をいただいたものが実例として載っております。

10 ページは第6条の関係で取扱制限情報に関するもので、10 ページの上の方にある番号1～7と書いてあります。これが横断型でどこの所属でもあり得るだろうということで、例えばいろんな相談を受ける業務を行う際には、当然に思想信条といった情報を扱うことがあるでしょうということで、それは当然その目的の範囲内では扱ってもいいものだろうという整理をしたということでございます。

10～12 ページが個別と整理しているものでございまして、機関ごとにこういう事務が実際にあるのだけでも、その事務を扱う際にこういう情報を扱ってもよいだろうかということ審議会に諮って、事前にそれを扱う際には、こういう取扱いの注意が必要ではないかといったチェックを受けた上で取り扱う。こういうようなことを実際にやっているということでもあります。例えば11ページの13番、看護の関係の事務があって、患者さんのいろんな情報を扱うことについて問題ないですねという確認をしているというようなことあります。

資料の1～2ページに審議会の規則を付けさせていただいております。2ページをごらんいただきますと、附則がございまして「この規則は、22年4月1日から施行する」となっておりますが、その下に「次に掲げる規則は、廃止する」とあって、個人情報保護審議会規則平成2年とあります。

実は神奈川県では、その上に昭和58年とありますように、情報公開制度は昭和58年から動いてございまして、個人情報保護の条例が平成2年から動いているというつくりになってございます。個人情報の審議会につきましては、平成2年の段階で単独で個人情報保護審議会として動いていたものですが、制度的に両方とも少し落ち着いてきたということで、情報公開の審議会と個人情報保護の審議会を合体する形で、平成22年度からは一本という格好になっているということでございます。

3ページにメンバーの方々の一覧が載っております。学識の先生方に加えまして、実際に情報を扱われる側の人とか、一般の方も含めた幅広い層の御参加をいただいている。こういうつくりになってございます。

52ページ、取扱事務の登録の関係でございまして、こういう形で、個人情報の事務の登録簿を用意してございまして、どういう目的でどういう個人情報を扱うのかをチェックして登録する格好になってございまして、すべて県のホームページで公開という格好にしてございます。こういう内容につきまして、すべて審議会の方に提供させていただいて、何か問題がないのかということをはばリアルタイムでチェックするというような仕組みでございまして。

話が前後して恐縮ですが、先ほど個別の審査答申に関して、具体的な例を一つ御説明させていただきたいと思っております。36ページ以降に10ページほどつづっております。細かくは後でごらんをいただければと思いますが、これはつい最近、臓器移植提供に関連して児童虐待の事実があるかどうかを児童相談所等に照会をかける。それぞれが回答すること

に際して、個人情報をもどの範囲で扱うとルールするのが適当なのかについて、審議いただいたということの実例を載せさせていただいております。

37～38 ページが、児童相談所側が医療機関からの照会に対して、どういう情報をどういう格好で出すことが許されるのかということを確認させていただいたものでございます。38 ページの方の上から3分の1くらいのところに「対象となる個人の類型」とございまして、臓器提供の対象となる可能性のある児童、その当該児童のきょうだい対象になっていて、その下に「目的外に利用・提供する個人情報の内容」ということで、その経過の有無と期間を回答しようということを確認いたしまして、それでいいのではないかと回答になってございます。

ところが今度は医療機関の側からもう少し違った諮問で出てまいります。46 ページをご覧いただきたいのですが、児童相談所から医療施設の長に対して、こういった虐待相談がありました、あるいはなかった、また、その期間はいつでしたということをお答えする。こういう取扱いでいいのではないかと回答をいただいたということでありませう。

それに対しまして、48 ページ、今度は医療機関側です。こども医療センターというものが私どもの県下にあるのですが、そちらの方から児童相談所あるいは警察等に対して虐待があったかどうかを確認したいのだということで諮問が上がってまいりました。そちらの方では48 ページの中ほどにあります「本人以外から収集する個人情報の項目名」ということで、虐待とかネグレクトに関する情報とか、かなり幅広い感じで書いてございまして、「ただし、臓器提供に係る虐待の有無の判断に必要なものに限る」という格好になってございます。

実はこういうずれがございまして、そのことについて審議会の委員の方々から、ずれがあるのではないかと御指摘をいただいて、調整をするということになりまして、結論は50～51 ページにございます。

50 ページの下の方で、児童相談所側では最初の情報提供は臓器提供に関する情報提供なので、これは審議会の意見を聞くということで整理するけれども、それ以降のやり取りは本来の児童虐待防止法に基づく手続なので、法令に基づくものということで整理していいのではないかとのお話だったのですけれども、ある委員からそんなにクリアーに整理できるのかというお話がございまして、それが51 ページの意見でございます。

先ほど差し替えでお願いしますと言って置かせていただいた紙をごらんいただきたいのですが、一番下の2行が追加になってございます。審議会の委員の方からの御指摘で、紙の下の方に、単純にきれいに区別できるのかと。二面性があるのではないですかという御指摘をいただいて、結論は今後、全体的に再整理をするということになったわけです。こういう形で事例に沿って審議会とのやり取りをさせていただいて、運営も審議会の意見を踏まえて、より適切なものに変えている。こういうことをやっているということでございます。

54 ページ、最後に審査会の調査権限の根拠のところを御説明したいと思います。条例第 24 条のコピーをさせていただいております、その規定の解釈ということで、中ほどで第 1 項関係ということで、本条は開示決定等に係る個人情報記録された行政文書を実施機関に提示させ、実際に当該行政文書を見て審議をする審査会の権限、いわゆるインカメラ審議の権限等を定めたものだ。こういう運用解釈でやっております、制度が動いている後においても、こういう第三者的なものを使って、より適切な扱いにしようという運用をしているということでございます。

少し雑ばくな説明でございましたけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、御質問のある方は御発言ください。

(宮内委員)

御説明をありがとうございます。1 点教えていただきたいことがございまして、質問させていただきます。

資料の 8 ページの資料 2-5 という様式がございます。こちらの資料によりますと、特に裏面辺りに行くと、こういった個人情報を守っていくための実際の仕組みについても、結構書かれているように思います。この審議会は主に制度的な面、何をどうしたらいいかという面を議論しているように見えますけれども、今の御説明はそうでしたが、ある意味技術的といいますか、実現の方法についても結構審議されていると考えてよろしいのでしょうか。

(山本情報公開課長)

そのとおりでございまして、具体的な個別の案件につきまして、どういうチェックがなされているのかを御審議いただくということでございます。ただ、具体的には相当膨大な件数になりますので、すべてのことをいちいち全部チェックしているのかということではないのですが、資料としてはすべてお出しをして、すべてごらんいただいた上で、御審議をいただいているということでございます。

先ほどの説明で 1 点漏れてしまったのですが、当方ではオンライン結合という場合は、ホームページにオープンしているというだけでも、オンライン結合という概念に入れておりますので、少し幅広い感じで定義をして、運用してございます。

(宮内委員)

もう少し教えていただきたいのですが、先ほど御説明のあった実例の場合には、言わばオフラインで人間系で情報のやり取りをしていらしたと思いますが、言わばセンシ

タイプ情報をオンラインでやり取りするような実例もございますでしょうか。

(山本情報公開課長)

センシティブ情報については、今、頭に思い浮かぶ限りではないと思います。

(宮内委員)

おおむね先ほどの資料2-5のようなチェックをすとしても、それは自分たちが持っているときにとどどういう防御をするか。あとはその出入りということで、オンラインでのやり取りまでは、今のところはここではやっていないと考えてよろしいですか。審議した例がないと。

センシティブでない情報は、オンラインのやり取りはあるということですね。

(山本情報公開課長)

そうです。

(宮内委員)

非常にかたく防御をしなければいけないような情報のオンラインのやり取りは、まだ今のところは生じていないということですか。

(山本情報公開課長)

はい。

(宇賀座長)

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、情報保護評価に関する論点についての議論に移りたいと思います。これまでのサブワーキンググループの検討を踏まえた情報保護評価に関する論点を事務局から説明していただきます。

それでは、中村企画官、「情報保護評価に関する論点」の御説明をお願いします。

(中村企画官)

では、資料3をご覧ください。今、座長の方からもお話がありましたけれども、これまでのサブワーキンググループでの御議論を基に、記載内容の変更、充実を図りましたほか、若干新しい論点を提示させていただいているところもございます。以下、前回資料で提出しておりました論点ペーパーとの変更点を中心に、御説明をしたいと思います。

3ページ「3 情報保護評価の評価対象・保護対象について」という論点がありまして、この点について、前回、個人情報保護にとどまらないプライバシー保護とするという最初

の○のような考え方をお示ししたわけですが、そのプライバシーという概念の定義づけも難しいのではないかと等々の御指摘をいただきましたので、改めて整理をしたものです。

基本的な考え方といたしましては、2番目の○以下です。行政機関におきましては個人情報保護法令を遵守するというだけではなく、プライバシー侵害を行ってはならないという法的な義務がある。これは言ってみれば逆読みみたいな感じですが、侵害を行うと不法行為ということになって損害賠償、国で言えば国家賠償といった問題が生じるという意味において、義務を負っているということでもあります。

一方、行政というものは、いわゆる比例原則等の観点から、なるべくプライバシー侵害性の低い措置を取るべきということが考えられるところでありまして、こうした観点からしますと、情報やシステムの特性等さまざまなかで、法令を遵守するというのみでは、プライバシーに関する問題のすべてが解決されるわけではないだろうと思われるということで、プライバシー保護についても評価を行うという考え方を取ってはどうかということで、これはおおむね前回のとおりの考え方です。

こうしたことを言わば、理念として掲げつつ、実際の情報保護評価の仕組みの中におきましては、報告書にどういうことを書くか。つまり質問票の形で提案をさせていただいておりますので、御質問の仕方ということとなるわけですが、ここに個人情報保護法令に基づいた質問に加えまして、プライバシー保護の観点から、これくらいのことは対応を考えないといけないと思われるようなことの質問を設定して、答えさせるといったような仕組みにしてはどうかということでもあります。

4ページの方に行っていますけれども、これを言い換えますと、このことは紙には書いてございませんが、言ってみれば質問を適切に設定することによって、行政機関の方でそれに対する回答を検討するわけですが、その作業において個人情報への影響の分析評価が適切に行われると。そして、これに基づいて、その対象となるシステムについてプライバシーの観点から、どういう措置を取ったらいいのかという検討を、言ってみれば自然に行うことができるという仕掛けにしてはどうかと考えております。これによって、プライバシーの保護という理念的なものを評価対象とはしながら、現実に運用可能で、何をやるのかというのが行政機関からも国民からもわかるという仕組みとすることができるのではないかと考えた次第です。

「(ご参考)」でプライバシーの保護を考えたときに、単なる法令順守と具体的に違いが生じる例というのを少し考えてみておりまして、最初のベスト追求型を取るというのは前回のとおりでありますが、その次の○からの例として、既存の法令で例えば個人情報ファイルという一定のまとまったものの中で利用目的が特定され、公表されるというようなことは実際に義務としてあるわけでありまして。

しかし、例えばその個人情報ファイルの中に入っているような特定の項目とか特定の種類の情報がなぜ必要であるのか。具体的にどのような目的に利用されるのかといったよう

なところまでは、法律上は本人に通知したり公表したりするような義務はないということですが、国民のプライバシー上の懸念に応えようとするならば、実際に具体的にどういう情報を持っていて取り扱われているのかが大事な点であるので、この点に着目した質問を設けて、情報保護評価報告書に記載されるといったようなことが考えられるのではないかと、いうことを4～5ページにかけて記載いたしております。

5～6ページ「第3 情報保護評価の対象に関する論点」です。大綱におきまして対象とするものは、番号に係る個人情報を取り扱うシステムと記述をされております。番号に係る個人情報の生成、収集、保持または利用等を行うシステムが対象であるというのですけれども、システムという言葉がどのようなものを指すのかは必ずしも明らかではないのではないかと、いうことで、6ページに簡単な絵を載せております。

狭く考えますと、この番号に関わる個人情報を取り扱うシステムと書いてあるこの部分だけがシステムともとらえられますけれども、全体を見たときには何らかの制度政策があって、執行段階での実現の手法として、今、申し上げたいいわゆるシステムのほかに手作業でいろいろやっているといったようなものも想定される。こういうもの全体についてもシステムだと言えればシステムでございますので、この範囲の中でどれほどのものを対象と考えるべきなのかはここで挙げさせていただいた論点であります。

5ページに戻っていただいて、2つ目の○です。このうち手作業処理については、通常いわゆるシステム処理といったものに比べると、プライバシーに与える影響は大きくないのではないかと、思われますので、対象外としても差し支えないのではないかと事務局では考えております。

他方、今度は制度、施策という大きなところであります。実はこれに関しては、そもそもどういう制度にしていくのかということから評価をすべきという考え方もあると、承知をしておりますので、一応ここも挙げさせていただいております。

少なくとも現時点でここで検討しております情報保護評価は、具体的な業務の流れの中で個人情報が適切に取り扱われているかどうかを確認するために行うということで考えていますので、そうであるならば、制度施策自体の段階で評価を実施しても、そもそも制度の詳細自体もまだ定まり切っていない状況で行うことになるかと思っておりますので、漠然とした評価としかならないおそれがあるということの上に、特に法令予算といったものが絡んでまいりますと、その仕組みというのは国会において議論されることが十分想定されるということで、そこは個別のシステムとは次元が違う部分があるのではないかと考えられます。

ただ、その一方で、そもそも制度施策の段階から評価を行っておくというのは、広く悪影響を事前に検討、軽減することが可能になるとも考えられますので、この点は先生方から御意見があれば、賜りたいと考えております。

「第4 情報保護評価のガイドラインに関する論点」は、余り大きな変更はありません。

8ページ「第5 情報保護評価の実施の仕組みに関する論点」では、新しい話として「1

実施の時期について」をどう考えるかということを挙げております。大綱におきましては、番号に係る個人情報を取り扱うシステムを開発または改修する前に実施すると記載されておりますが、どれぐらい前かということに関しては触れられていないわけでありまして。

そこで参考資料1をごらんいただきたいのですが、予算を想定いたしまして、各府省で概算要求をとりまとめてから要求を行って、政府案が閣議決定されて、国会審議で成立。その後、これは情報システムを想定してはいますけれども、要件定義という作業を行って、入札、契約、実際の設計開発という流れを書いています。大体これを3つの段階に分けることができるのではないかと考えました。

1つは、予算の検討調整、国会審議といった段階から要件定義の作業を行って、ここまでの段階。それから、要件定義が行われて、ある程度どういうシステムなのかというのが具体的に固まってきた段階。3番は契約をした後という大きな3つの段階を考えてみたのですけれども、これについて、どういったメリット、デメリットのようなことがあるかを下の表に記載しております。

ざっくり申し上げれば、早めに評価をやれば、その評価の結果を事業内容に反映させやすいということが言えるかと思えますけれども、逆にそのシステムの具体性という面から言うと、余り早くやっても、そもそも詳細が固まっていないので、抽象的な評価しかできない可能性があるというデメリットがありましようし、逆に遅くやる場合には、今、申し上げたメリット、デメリットが逆になるということだろうと考えております。

その上で、これでどうするのかということですが、事務局といたしましては、こういったメリットやデメリットのようなものの表れ方は、かなりシステムごとに千差万別で異なってくるものだとも思いますので、基本的には各実施機関で最も適切な時期を総合的に判断していただくというのがよろしいのではないかと考えておりますが、御議論をいただければと思います。

「2 情報保護評価の実施の仕組みについて」。この部分については、前回、情報保護評価を行う必要度に応じてメリハリを付けた仕組みということを提案させていただきましたけれども、これをもう少し詳細に考えてみたものを御提案しますので、御議論をお願いしたいと思います。

具体的には、必要性の判断の仕方ですが、しきい値評価と前回は申し上げましたが、これをやるということですが、参考資料2ということで実際にこんなやり方をしているかどうかというものをお付けしております。簡単に御説明しますと、そもそも最初に概要という欄でチェックマークが付いておりますけれども、マイナンバーを取り扱うとか情報連携基盤を利用するかどうかといったことをまず確認した上で、幾つかの質問項目がありまして、こういったものを答えていくことによって、フローチャートの対象外、中程度の必要性、高度の必要性というものが判定されるといった仕組みを想定しています。

1つ目の質問は、対象者が行政機関などの職員のみかどうかということでありまして、こういった情報については、言わば被用者と使用者の関係の内部的な情報であって、その

存在や利用方法も一般的には当事者たる職員にはよく知られているということであるので、必ずしも義務づけてまでさせる必要もないのではないかと考えたものです。

ただ、論点ということで2つほど掲げておりますのが、職員本人の被扶養者ですとか、遺族に関する情報というものも含まれていると思われまので、こういったものをどのように考えるべきかということですが、こういった情報についても、その存在や取扱いについて、ある程度は職員についてわかるということに関しては、本人の情報とそれほど次元が違うものではないと思われまので、そういうことから現に行政機関個人情報保護法においても、こういった被扶養者などの情報が含まれている場合でも事前通知などの対象外となっているということでもありますので、同じように考えてもよろしいのではないかと考えております。

もう一つの論点として、ここで特に行政機関を想定しているわけですが、国家公務員共済組合とか地方公務員共済組合といった職域で福利厚生関係の法人組織ができていて、これをどう考えるべきかということですが、この加入者というのは共済組合自体の職員ということではないわけでありまので、実態的な関係から見ますと、その職域単位で設立をされて、その人たちが入っているということですが、あるいは特に公務員でありますので、実際に共済組合でどういう情報を持って取り扱われているのかは、本来の職員としての情報と同じように、知ることが期待でき、職員の情報と同じように考えても差し支えないといった考え方もできるかと思っておりますが、この点は御意見があれば伺いたいと思いまので。

2番目の質問は、情報連携基盤の接続のルールというものが恐らくできるだろうということで、それを前提とした質問で、そういったものにのっとっていない特別な方式を取るのであれば、この後の質問がどうであろうと、全項目評価をやるべきではないかという考え方です。

その他、質問3で、大事故が過去にあったかというようなことを書いております。

質問4、質問5は人数の問題でありまので、質問4はその個人情報を取り扱う人たちがどれぐらいいるのか。質問5はそこで取り扱われる情報に関わる人の数はどれぐらいかということをお聞きまので、御想像のとおりかと思いまので、数が多いほど必要度は高いという考え方を取っております。

最後に、これに基づいて、行政上の処分行為を行うのかといった質問を設けておしまので、これは言ってみれば御提案でございますので、全体として御意見をいただければ幸いです。

ちなみに5ページ以降、御参考ということで今の質問票を実際のシステムに当てはめてみたものであります。その当てはめの対象ですけれども、第1回の資料で1枚めくっていただきますと、そこからずっと付いているのですが、情報保護評価の対象となり得る機関とそのシステムを掲げさせていただきます。

2ページ以降に、実際に事務局の者がヒアリングを行って、そのシステムの詳細をとり

まとめることができたものが 56 並んでおりまして、こういった具体的なデータがあるものについて、一定の仮定を置いてやってみましたところ、5 ページのところに数字がありますように、対象外が 7 で、情報保護評価の必要性が中程度というのが 3 で、必要性が高いものが 46 ということになりまして、きちんとした評価をやるというものがかなり多い結果になっています。

これは事情もございまして、あくまで事務局の方で取り急ぎ個別にヒアリングを行うことができた機関でございますので、当然、全国レベルの組織であるなどの理由で、もともと関係者の数が大きいようなシステムになっておりますので、恐らくこういう結果が出たのだらうと思います。

現に、これもすべてを網羅できておりませんが、そのほかにもある程度の団体について、別紙 2 の「情報保護評価の対象となり得る機関の加入者数等」ということで、詳細までは調べるに至らないのですけれども、この加入者などの数を、これもざっと調べられる範囲で調べてみましたところ、先ほどの考え方でやってみた場合に、この対象人数というところで、重要度が高いというのではなくて、中程度というところに該当すると思われる例がかなり出てきております。したがって、実際には、すべての評価をきちんとやるというものが割合的に山のように出てくる基準ではないだらうと考えているところであります。

それでは、論点の資料 3 に戻っていただきまして、こういった形で必要性の判断をした後、その必要性に応じてどうやっていくかということについてですが、参考資料 3 の方も適宜ごらんいただきながら、お聞きいただければと思います。

10 ページで、対象外となったというものについては、対象外ということですので、情報保護評価はそれ以上は基本的にしないという考え方にしております。実際にこの質問票も、簡単に事実を答えるだけで弾き出されるものになっていますので、国民の意見を聞くとか第三者機関の審査をすとか、そういったことも特段必要はないのではないかと思います。ただ、そういうしきい値評価をやって対象外としたという、そのことについては公開をしたらどうかということもございまして、この点については御意見をいただければ幸いです。

次に、必要性が高くない、中程度であると評価されたものについては、前回はしきい値評価をやると簡単に評価もできるというような形で作るといって御提案にしておりましたけれども、ここはやや軌道修正をいたしまして、「重点項目評価」ということで、言わば簡易な評価というものをやることにしてはどうだろうかということでもあります。

この簡易な重点項目評価については、各機関はいわゆるパブリック・コメントなどの手法で広く国民の意見を求めることを自らの判断でやるというようにしてはどうか。また、第三者機関の方では、重点評価に対して、すべてではないけれども、何らかの手法でサンプリングを行って、幾つかのものは評価をするといったことにして、最後に重点項目評価とその前提となるしきい値評価をやったということの公開は、すべてやるという案を考え

ましたので、特にこの参考資料3で△と書いてあるところについては、御議論をいただければ幸いです。

最後に、必要性が高いとされたものにつきましては、当然自らがきちんとした情報保護評価をやって、第三者機関の審査もすべてやって公開もするということでありますけれども、この国民の意見を聴くことに関して、一つの考え方としては、第三者機関が専門的な見地からチェックをするので、例えば必要性が高いものと同じように裁量でやればよいという考え方もあるかと思いますが、プライバシー保護のことを考える必要性が高いシステムなのであれば、全件国民の意見を聞いた方がいいとも考えられると思いますので、この点についても御議論をいただければ幸いです。

その他、細かい部分で前回から変更している部分もございますが、基本的な発想を変えてはおりませんので、質問等がありましたらお答えしたいと存じます。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。

それでは、議論に移りたいと思います。今回は主に資料3の「第3 情報保護評価の対象に関する論点」、「第5 情報保護評価の実施の仕組みに関する論点」のうちの実施の時期、必要性の判断(しきい値評価)基準、情報保護評価(重点項目評価)報告書の記載事項、情報保護評価(全項目評価)報告書の記載事項、国民の意見聴取の在り方について議論をしていただければと考えております。

特に、情報保護評価(全項目評価)報告書の記載事項は、情報保護評価の主となる部分であることから、活発な御意見をいただければと思います。

そこで、まず資料3の8ページにございます「第5 情報保護評価の実施の仕組みに関する論点」について、御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

(新保委員)

第3の部分で、5ページからの手作業処理とか制度、施策に関する部分については後ほどということでしょうか。

(宇賀座長)

これは後で議論いたします。

(玉井座長代理)

実施時期について整理していただいて、考える基準になると思いますけれども、常識的に考えると一番適切なのは、真ん中の要件定義の段階。つまり、それより前ですと余りに漠然としているし、その後の基本設計、詳細設計に入ってしまったからでは、手戻りのことも書いてありましたけれども、詳細過ぎて手間も大変だという気がいたします。

しかし、システムによって、あるいは機関によって、その判断が変わる違いが出るということも考えられますけれども、一方で、各機関で実施時期を考えてほしいと言われると、実施機関側では困るのではないかと。ある程度、こういうものならばこういうだという基準を示した方が、いいのではないかと考えております。ただ、標準的には、私の考えるところでは、要件定義ができた段階でと感じております。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。今の論点についてはいかがでしょうか。ほかに御意見はございますか。

(宮内委員)

基本的に今の意見には賛成です。要件の段階というのがよろしいかと思います。若干内容について考えてみますと、ここでやる評価は大きく分けると2つの側面があると思います。

1つは、事業や業務そのものといいますか、どういう事業なのか。どういう情報を保有して、どう使うか、どう提供するかという側面が一方でございます。

もう一方で、これをどのように実現するか。つまり、どのように守るかということです。組織面や手続面もありますが、システム面あるいは技術面といった側面もございます。そうしますと、第1の何を保有するか、どう使うかという面は、明らかにこれは業務分析、要件定義というところで一応終わっているはずの作業でございます。その一方で、どう守るか、どのように実現するかというのは、言ってみるとソフトウェア設計のあらゆる局面で、いろいろな粒度でこれを行って、だんだん細かくしていくということなので、これをどこでやるかを考えるというのは、どこまでの決まった情報をレポートに書くか。こういったことを相関して考えなければならないと考えます。

私の意見としましては、技術面、例えば認証はどうなっているかとか、そういうのが出てくるとは思いますけれども、そういうのは他の規格や標準あるいは規定を、ここに從っていくという記述をしていくというレベルで考えれば、多分その要件定義段階でも非機能要件というんですか。その一環としてできるのではないかと考えています。こういう中には、例えば政府のいわゆる統一管理基準、統一技術基準というものがございましてけれども、こういうものを引用する形で記述できるような方法を取れば、この段階でかなり可能になるのではないかと思います。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。今の実施の時期の論点について、ほかに御意見はございますでしょうか。

(大谷委員)

先ほど宮内先生がおっしゃったような、守るための評価をするといったときには、ある程度、要件定義が明確になっていた方が対応がしやすいというのも実際のところでは。

その上で場合に予算執行の前後ということで考えますと、要件定義が決まった後で、新たな追加でのシステムを導入したり、あるいは機能を一部変更させたりするには、通常は予算的な措置を改めて講じなければいけないことも考えられますが、それを予算執行段階ということであるにもかかわらず、その予算に対してもう一度働きかけるという形で、つまり実現可能な形を持っていくことが実際にどの程度可能なのかについて、疑問を持っております。国の予算の立て方とかが頭に入っていないこともありまして、それが大丈夫なのであれば、時期的には要件定義の段階というのが常識だとは思っております。

(宇賀座長)

では今の点につきまして、事務局の方からお答えいただけますでしょうか。

(向井審議官)

通常、予算の段階では、積算そのものは一応ありますが、予算決定の段階においても、積算はかなりアバウトでございます。少なくとも予算決定の段階で何らかの評価をするのは、やや無理があるのかなと。

その中である程度大きな、特に詳細な評価をするような案件は、通常、単年度ではなかなかできずに、最初の1年目は例えば基本設計とか、次の年に実施設計みたいなイメージになるかと思っておりますので、そういう意味では情報保護評価をし、システム設計を修正したからといって、情報保護評価を実施した年に、追加的に大がかりなお金がかかることは余り想定できないかと思っております。

積算そのものが少しの金額であれば、基本設計などはある意味何とでもなるようなところもありますので、そういう意味では要件定義の段階で評価をしたとしても、予算執行上それほど支障が生じるようなことはないのかなという気がいたします。特に1年で終わるような小さなものだと、逆に情報保護・評価そのものの必要性が余り薄れてくるような案件が多くなのではないかという気がいたします。

そういうことを考えると、現実問題として、要件定義の段階ということで構わないと思いますが、特に比較的小さな1年で終わるような改修とかそういうもので、かつ具体的な改修がわかっているようなものは、逆に言うと予算決定前にやることも考えられるのではないかと。そうしないと今度は逆に、今おっしゃったような問題が起こる可能性があるものも少しはあるかもしれませんので、そういうものについては、むしろ各省の判断であらかじめやることも考えられるのかなという気がいたします。そういう意味では、おっしゃるような何らかの基準づくりが必要なのかもしれません。

(宇賀座長)

ありがとうございました。大谷委員、いかがですか。

(大谷委員)

ありがとうございます。御説明いただいたとおりなのであれば、事務局原案にあるような実施機関で実施時期について、そのシステムの規模とか、そういったものに依じて判断するという原則としつつ、ただ、やはりガイドとなる時期をガイドライン等で示すことが必要になると思います。要件定義の時期が望ましいということを経験として、そうでない場合には、何らかの理由がある場合に限るとか、そういうように重みづけをするということが望ましいかと思います。

(宇賀座長)

どうぞ。

(新保委員)

今回の番号制度そのものが手続的には非常に早急に取り組まなければならない点であるということと、第三者機関の設置を前に、そもそも情報保護評価を実施するという手順になっておりますので、今回の手続はイレギュラーな手続かと思えます。この点につきまして、現実的な解としては要件定義をもってということで、今後もおそらく同様の情報保護評価は、配布資料に記載の通りの同様のタイミングで行うことになると思います。

ただし、諸外国の例を若干参考にいたしますと、過去に例えば米国の場合には **Terrorism Information Awareness (TIA)** というシステムについては、プライバシーへの侵襲度が極めて高いということで、予算案の提出後、議会の上下両院合同委員会において、その予算案を認めない決定はなされて計画が中心になったものもございました。また、**CAPPS II (Computer Assisted Passenger Prescreening System)** という国土安全保障省 (DHS) 内の運輸保安局 (TSA) による「搭乗者事前自動識別システム」のように、飛行機の搭乗前に自動的に登場する対象人物の危険度を識別するというシステムも同様です。

よって、過去に諸外国においても、今回は番号制度そのものを取りやめるということは当然想定されないわけですが、そのように極めてプライバシーへの影響度が高く、プライバシー侵襲度が高いシステムが、予算案が提出された後に要件定義をもって、結果的に情報保護評価を行った結果、その際に前述のような判断が出た場合には、結果的に当該計画を取りやめるということも想定されますので、タイミングについては今回は現実的な解として、このようなタイミングで問題はないと思います。なお、将来的にはそのようなことも想定されるということを一応ご参考までに申し上げておきたいと思えます。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかによろしいでしょうか。どうぞ。

(玉井座長代理)

関連して少し気になっていることがあるのですが、仮に例えば要件定義の段階でこの評価をしたとして、その後、例えばここには基本設計と書いてありますけれども、その後の段階になって変更が出てきたとか、あるいは変更がないまでも、最初の事前評価で決めたことが、きちんとその後のもうちょっと具体化している段階で守られているかということかというチェックですね。そういう追跡というものが全体の流れの中では明示されていないと思うのです。それは事前評価というものの基本的な性質なのかもしれません。あるいはどこにどう入れればいいか。

例えば第三者機関がそういう点について、報告書の内容がきちんと守られているかどうかをチェックするということまで責任の範囲に入るかということ、また手間のかかる問題になるかもしれませんけれども、少なくとも評価報告書の中で、その後これをどういうふうに変化していくかという項目を、質問項目のようなものでも入れておくのはどうかと感じております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。

そうしますと、この実施の時期につきましては、今の皆様方の御意見を踏まえまして、標準的にはこの要件定義の段階であるけれども、個別に場合によっては①の段階からやるものが必要な場合もある。そこはそれぞれの事案に応じてということになりますけれども、基本的には要件定義の段階という整理でよろしいかと思えます。

今、玉井先生から御指摘をいただきましたのは、フォローアップの問題ですね。これは確かに明確には出ていないですが、そこはいかがでしょうか。

(水町補佐)

玉井先生の御指摘のとおり、フォローアップの点は大変重要だと思いますが、現在の質問票ではそういった記載がございませんので、次回までに検討して追加しておきたいと思っております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。それでは、第5の「2 情報保護評価の実施の仕組みについて」に入りたいと思います。こちらのところにつきまして、御意見はございますでしょうか。

(中村企画官)

失礼します。先ほどの説明で漏らしたところがありましたので、補足させていただきます。

重点項目と正式の情報保護評価と両方をそれぞれ行うということにいたしておりましたが、それぞれそのための質問評価報告書の案を参考資料4と5という形でお付けをしておりまして、基本的に参考資料5は前回お示ししたものをもう少しきれいに整理してみたものということでありまして、これを基に特に基本的な項目について評価をしていただくのが重点項目評価だという形で、全項目評価から落とした項目が多くなっておりませんが、それがわかるように、いわゆる見え消しの形でお示ししたのが参考資料4ということになっております。

参考資料5ですけれども、先ほどプライバシーの問題のところで申し上げたように、これで答えていくとプライバシー保護の観点からの評価を行ったことになるというようなことにしたらどうかと考えておりますので、そういう観点からこの質問票を見て、御意見をいただけると幸いです。

(宇賀座長)

わかりました。いかがでしょうか。

(新保委員)

この「(2) 必要性の判断」と「(3) 必要性に応じた仕組み」を分けてお話をした方がよろしいでしょうか。それとも一遍にお話してしまってもよろしいでしょうか。

(宇賀座長)

一緒に結構です。

(新保委員)

では、9ページの「(2) 必要性の判断」、しきい値評価について、まず1点ございます。「しきい値評価」を行うことは当然必要になってくると思いますので、各国におきましても、まずはしきい値評価を行って、本当に情報保護評価を実施すべきかどうかを判断することは不可欠であると考えられています。しかし、このしきい値をどのように設定するかによって、具体的に対象になる又は対象にならないシステムが出てくるわけでありまして、問題は対象外となった場合と必要性が高くないと判断されて、重点項目評価を行うという場合に、果たしてその評価、その判断が適切であったかどうかをどのように確認するのかという点にあるかと思えます。

例えば既にこの点について評価を行っているものとしては、住民基本台帳ネットワークに係る地方公共団体の評価が行われているわけです。自治体を実施しているこの評価項目については、既にその対策が実施されている場合はもとより、現時点において実施されて

いなくても今後実施することになっていけば、実施している場合と同様に判断する仕組みになっています。

この点について、すべての項目を例えば第三者機関が確認することは不可能であります。また、主観的にその評価を行ったことについては、それを主観的に評価することも不適切であると考えられます。そうなりますと、先ほど自治体の取組みといたしまして、オンライン結合に係る場合に、審査会・審議会がその際に関与をするという仕組みの御紹介があったわけでありまして、例えばこのような仕組みと連動して、条令における個人情報保護審議会・審査会等の判断において、結果的にこのしきい値評価において、対象外または必要性が高くないと判断されたものについて、審議会が関与することも案として一つあるのではないかと考えております。

これがまず1点目でありまして、ここで一度区切った方がよろしいですね。

(宇賀座長)

今、しきい値評価との関連で御意見をいただきました。こうした形で分類すること自身は妥当であるけれども、分類そのものが適切に行われているかどうかについて、何らかのチェックの仕組みが必要だろうという御意見です。

それについて、ほかの委員の方はいかがでしょうか。

(玉井座長代理)

ただ、今日の参考資料2で出ている案ですと、かなり機械的。例えば取り扱う人の数とか対象になる人の数、それ以前にこのナンバーシステムを扱うかどうかが基本的なふるいになっていますけれども、多分意図としては主観的なものが入らないで、非常に単純と言えば単純な基準で、しきい値を決めようということなのではないかと思いますが、どうでしょうか。

(水町補佐)

事務局といたしましては、玉井先生の御指摘のとおり、参考資料2のしきい値評価基準は、簡単に評価できるような、質問に答えるところで迷わないような質問としております。

(宇賀座長)

ほかはいかがでしょうか。10ページに書いてありますしきい値評価報告書を公開すべきかということですが、これは公開すべきということですね。

(新保委員)

はい。しきい値評価については、これは定量的かつ形式的な確認が可能かと思っておりますので、公開しても差し支えはないかと思っております。

(玉井座長代理)

今のしきい値評価に関連して、細かい話ですけれども、11 ページに、必要性が高くないものに関しては、サンプリングチェックを行うという案が載っております。私の理解は、サンプリングは評価報告書が出されて、そのうちの幾つかをサンプルして、第三者機関が評価をすと思いましたがけれども、ここでしきい値で出たことと、後で齟齬がないかというチェックについて書いてあるということは、このサンプリングをするのは報告書が出てからではなくて、しきい値評価の段階でやるというふうにも読めるのですが、その辺は事務局の意図を伺いたいと思います。

(水町補佐)

わかりにくい記述となっております、申し訳ございません。サンプリングチェックにつきましては、重点項目評価を実施した後に、重点項目評価報告書を各機関の方で作成いたします。第三者機関の方でその中から幾つかの報告書を選んで、サンプリングチェックするというふうに考えております。

11 ページ目の「また」以下の段落につきましては、サンプリングチェックから外れた重点項目評価報告書、つまり第三者機関がチェックしない重点項目評価報告書につきましても、報告書が出たオンタイムでは第三者機関は審査をしないものの、そういったものについても何らかの問題か後で発生した際に、重点項目評価報告書を見ていくことで、問題の解決の糸口となるのではないかという記載としております。

(玉井座長代理)

そうしますと、ここに書いてある何らかの問題というのは、例えばどんなようなことが想定されているのですか。

(水町補佐)

例えば、漏洩事故等が起こったり、具体的な問題が発生した際に第三者機関が一般的な立入調査権限等に基づいて、調査を行っていくかと思えますけれども、その際に立入調査をして、すべてを網羅的に調査するという前に、まずこの重点項目評価報告書を確認することで、機関のプライバシーに対する考え方や、そのシステムがどうなっていてどういうプライバシー保護の取扱いがなされているかを確認するために、この重点項目評価報告書が有効な手段になるのではないかという意図でございます。

(玉井座長代理)

意味がわかりました。

(宇賀座長)

ほかにいかがでしょうか。

(宮内委員)

この質問4と5につきましては、実は4が先にあって、その結果で5をやるかどうか決まっているとなっておりますが、実際にはこの2つの質問の内容は、マトリクス的に考えるべきではないかと私は思います。

特に今の人数が適当かどうかという論点は勿論あろうかと思いますがけれども、例えば現在の枠組みでいくとしますと、対象人数が1,000人未満のときには、取扱職員が1万人以上かどうかで、対象外と全項目と分かれてしまうのは必ずしも適当ではないかかもしれないと思うようなところがまずございまして、ここはマトリクスでもう少し分析していく必要があるかなと思っています。

ただ、現在はまだ全項目といっても、その全項目が何か、重点項目は何かというのは固まっていない状態ですので、そちらが固まった段階でもう一回マトリクスで見て、どういう内容が適当かをもう一回見直す必要があるのかなと考えております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

(新保委員)

ただ今の宮内委員の御指摘に全く同感でありまして、後ほどお話ししようと思っていた点ですが、このしきい値評価の参考資料2の項目については、これでそもそもよいかということについては、本日の検討会で結論は恐らく出ないと思われまので、とりわけ各項目について、精査が必要と思う点だけ意見を述べさせていただきます。

今、御指摘のあった数値でありますけれども、質問4の職員外部委託先第三者提供の人数が1万人以上であれば、情報保護評価全項目を実施するという一方で、対象人数が例えば1,000人未満であれば対象外とするということについて、現行では個人情報保護法では5,000という数字があつて、行政機関個人情報保護法では1,000という数字がありますので、この点の整合性が取れていないことから、どこにしきい値を設定するかということが問題になるわけでありま。

1つ例を申し上げますと、今回の情報保護評価はプライバシーという観点からの評価を行うという観点からしますと、例えば1,000人未満の自治体で全住民が対象となる情報システムがある場合には、この基準では対象外になりますが、これは当然プライバシーへの影響があると考えられる場合もあるわけでありま。ですから、必ずしも対象人数が1,000人未満であれば、対象外という一律にしきい値評価で区切ってよいかということについては、今後検討が必要と思われま。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

私の方で1点、国民の意見のところについて意見を述べさせていただきます。参考資料3です。対象外はこういうことで結構だと思いますし、必要性が高くないものもこういうことで結構だと思いますけれども、必要性が高いものについて、第三者機関の審査が全件行われるわけですが、これのみでいいのかどうかという辺りは議論の必要があるのかなと考えております。

勿論、第三者機関に専門家が入っているわけですが、専門家と言っても人数も限られているわけで、そこですべての問題について、専門的な知見が網羅されているとは必ずしも言い切れない面もあって、本当の専門的知見が第三者機関の外にあるということも考えられます。そういう専門的知見が国民の意見という形で、パブリック・コメント手続をしたときに出てくるということがあると思います。

ほかの分野を見ていると、確かに審議会等の第三者機関で審議をして、そこでかなり濃密な議論が行われて、パブリック・コメントをしても、それよりも深い意見が出てこないことが少なくないというのも事実ですが、幾つかの事例では、むしろ審議会等では出なかったような深い意見がパブリック・コメントで出てきています。実際に、専門的な意見についてもそういうことがありますので、第三者機関ですべての専門的な観点が網羅されると考えるのではなくて、やはりそこから抜け落ちてしまうような視点、あるいは論点があり得て、そこを補充するものとしての国民の意見を聞くことは意味があるのではないかと思いますので、必要性が高いものについては、基本的にはそれを行う方向も考えられるのではないかと考えております。この辺りは御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(新保委員)

この点については、既に何度か議論になっている面として、安全保障であるとか情報セキュリティの観点から、必ずしもすべて明らかにして、パブリック・コメントに付することが適さないものも当然あるという意見もございましたので、こちらについては適宜、前回申し上げた点からは第三者機関が専門的な判断ができるので、必ずしもパブリック・コメントは必要ではないと私は考えておりますけれども、この点については、その点も踏まえて適宜行うということによいのではないかと考えております。

(宇賀座長)

そうですね。非常に高度のセキュリティに関わるようなものであって、そこについては公表してパブリック・コメントを求めることはできない場合があるというのは、おっしゃるとおりです。パブリック・コメントということになりますと、そういった部分は除いた形でということにならざるを得ませんね。それは私もそのとおりと考えていますので、そ

ういう部分は除いた形にならざるを得ないのですが、第三者機関では抜け落ちてしまったような視点がパブリック・コメントで補充されることもあり得るので、特に必要性が高いものについては、パブリック・コメントの意義があるのではないかということです。基本的な考え方は余り相違はないと思いますが、ほかにいかがでしょうか。

(宮内委員)

安全保障に関わるシステム等で、全部の情報を出すべきではないかというのは、そのとおりだと思います。ただ、システム情報セキュリティに関する項目でしたら、どこまで見せるかによって、見せていい情報はたくさんあるわけです。どういったことをどうやって守っていくかという大枠の部分は、国民の関心のあるところではあると思います。

必ずしも情報セキュリティだから出さないという意味ではなくて、出せる部分はあると思いますので、全部出すわけではなくて、考えていくこと自体は賛成ですけれども、セキュリティに関わる部分は出さないというのは、必ずしもそういう意味ではなくて、そこは取捨選択していく必要があるかと思います。

(宇賀座長)

おっしゃるとおりだと思います。すべてが出せないということではなくて、国民の御意見を伺うことが可能な部分は勿論あると思います。

(宮内委員)

どこまで今回のPIAの中でレポートに書くかという問題も実はここにはございまして、どうもここで書かれるような情報で、その情報セキュリティとして人に知られたら困るような情報が、果たしてこの中で出てくるのかどうか結構疑問を感じています。これからの議論ということだと思いますけれども、多くの情報はパブリックに出しても大丈夫な程度の情報しかPIAに上がってこないのではないかという感触も少し感じております。これはコメントです。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかにこの関係についてはよろしいでしょうか。

では、ほか論点につきましても、時間の許す範囲が議論を深めたいと思いますので、お願いいたします。

(新保委員)

続きまして「(3) 必要性に応じた仕組み」について、本日の資料では参考資料4並びに参考資料5の重点項目評価と全項目評価の報告書も踏まえた点であります。こちらについては4点ございます。

1点目は、こちらの項目の評価の様式の記載項目の内容についてです。現在、既に原案が出ておりますけれども、従来、諸外国においても行われている様式については、3つの観点から記載項目がございます。

1つ目は、フレームワーク。2つ目は、アセスメント。3つ目は、アーキテクチャーと呼ばれる部分であります。この部分につきまして、これを我が国に当てはめて考えてみますと、フレームワークにつきましては、だれがいつどこで何のためにどのような情報を取り扱うのか。こちらは行政機関個人情報保護法において、個人情報ファイルに係る総務大臣への通知事項として書かれている部分がございますので、それと併せまして、フレームワークとして法令に定められた適正な手続に基づく取扱いの確保を確認する事項ということで明確に記載をすることが可能な部分であるかと思えます。

2点目のアセスメント、いわゆる評価と呼ばれる部分であります。これはどのように取り扱うのかということでもあります。この点につきまして、我が国におきましては、既に行政機関個人情報保護法に基づいて、総務省から発せられている安全管理指針でありますとか、政府統一基準並びにその他の各認証規格などがございますので、それに基づいて、どのような取組みを行っているのか。とりわけ行政機関については、総務省の安全管理指針を遵守するが求められているわけでありまして、どの程度行われているのかについて、確認をするという項目になるかと思えます。

その上で3つ目のアーキテクチャーという部分について、確認、監査、見直し、改善を行って、例えば情報保護を行う上で、更に技術的な対応が必要な面であるとか、プライバシー保護技術を活用するといったような部分について検討を行うのであれば、この部分で検討をすることになります。

実際に記載様式の項目について、すべてを網羅的に確認するということが当初から可能であるかという点、その点はなかなか難しいと思えます。まずはこのフレームワークの枠組みの部分とアセスメントの部分について、どのように組み込んでいくのかということの検討が必要であると考えております。

2点目は、行政機関個人情報保護法との整合性の部分であります。既に行政機関個人情報保護法に基づいて、行政機関については個人情報ファイル簿の作成について、総務大臣への通知が義務づけられております。この点について、手続的に行政機関個人情報保護法のこの手続を独立行政法人、民間部門でも番号に係る個人情報を取り扱う機会にも当てはめて問題はないかという部分があるわけでありまして。

具体的にどのような点は問題がないかという点であります。例えば個人情報という定義につきまして、行政機関については容易照合性の要件が置かれておりません。ですから、民間部門では他の情報と容易に照合することによってという「容易に」という文言が個人情報の定義に置かれておりますけれども、行政機関個人情報保護法では、この容易照合性の要件が置かれていない。よって、容易照合性がない情報であっても、個人情報という定義を民間部門の番号に係る個人情報を取り扱う事業者にも当てはめて問題はないかといっ

たような問題があります。

個人データについて定義を置いているのが民間部門を対象にした個人情報保護法ですけれども、行政機関については保有個人情報という定義となっておりますので、個人データ、保有個人情報という部分から安全管理措置義務が発生するという部分の区分けも異なることとなります。この点につきましては、個人情報とすることで問題はないと思います。ただし、安全管理措置義務が発生するかどうかについては、従前の法令に基づく義務の範囲ということになりますけれども、あくまでこれは評価という項目についての個人情報という用語で統一することについて、問題はないかと思えます。ただし、容易照合性の要件かどうか。その点については定義を置くかどうかは考慮する必要があるといえます。

3つ目に用語についてであります。今、申し上げました個人情報の定義についても、民間部門と公的部門では異なるという点を始めとして、今回、情報保護評価の報告書では、用語について新たに用いられている用語がございます。例えばマッチングとかマイニングとか、ご存知の方は理解できると思いますが、マッチング、マイニングは果たしてどのような情報の取扱いを意味するのかといったようなことについて、実際に回答する際に、その用語の意義を確認しておく必要はないかというのが、この用語についての問題です。

更に安全管理措置について、個人情報とすることで評価としては問題はないかと思えますけれども、実際に安全管理の義務が発生する項目について、安全管理の部分の評価項目がございますので、従来、安全管理の対象になっていなかった情報についても、安全管理を行った上での前提としての確認事項となっておりますから、その点は問題はないのかという部分であります。

その他、細かい点としては、例えば用語も収集と取得という用語であるとか、この用語の違いについて、行政機関法では収集方法という用語を使うと同時に、取得という用語も混在しております。一方、個人情報保護法では収集という用語を用いずに、取得という用語のみを用いている。よって、実際にこの記載項目を検討するに当たっては、こういった用語の面についても細かく確認をしておく必要がある。

とりわけプライバシーという用語でありますけれども、プライバシーという用語については、このプライバシー保護を目的とするという情報保護評価の目的という観点から、プライバシーという用語をこの検討事項に当たって、随所に用いているわけであります。ところが、この評価項目を確認するに当たって、例えばプライバシーに与える影響を考慮することについては、必ずしもどの部分がプライバシーなのか、何がプライバシーなのかという定性的な部分について、明確な判断ができないことが想定されます。

したがって、確認項目においては、プライバシーという用語を用いることは、極めて限定的であるべきであろうと思います。よって、基本的な理念はプライバシー保護であるということが明確になっておりますので、様式の記載項目、個別の記載項目においては、プライバシーという用語は極力用いる必要はないと考えております。

最後に4番目の意見であります。更にこの内容について、既に原案を出していただいておりますが、行政機関個人情報保護法は諸外国におけるPIAの記載項目並びに金融サービスに係る分野のISO22307。こちらを参考にして、この項目を最終的に確定をしていくということが望ましいと考えております。その際には、今、申し上げた点も踏まえて、再度精査が必要と考えております。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。今の段階で、事務局の方から何かお答えになることはございますか。次回までの宿題ということでも結構です。今いろいろと御意見をいただきましたので、それを踏まえて、次回の資料に反映させていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしければ時間の関係で、資料3の5ページ「第3 情報保護評価の対象に関する論点」について御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

この部分は特に今の段階で御意見がないということでしたら、次に資料3の7ページの「第4 情報保護評価のガイドラインに関する論点」について、御意見を伺いたいと思います。

(新保委員)

今の対象に関する論点は、前の部分の対象という意味ですね。こちらについては2点ございます。

対象につきまして、5ページの「第3 情報保護評価の対象に関する論点」であります。まず手作業に係る処理については、除外をするという部分であります。諸外国におきまして、例えばEUなどは自動処理を念頭にそもそも法制度を組み上げておりますので、手作業については除外しているという例がございます。

しかし、我が国におきましては、例えば行政機関個人情報保護法の定義におきましても、個人情報ファイルについては、電子計算機を用いて検索することができるという要件と併せて、一定の事務の目的を達成するために、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的な構成したものというものも含まれております。

したがって、先ほどの意見と同様に、行政機関個人情報保護法との整合性を確保するという事は、今後、行政機関における情報保護評価を実施する上で大前提となると考えられます。そうしますと、この一定の事務の目的を達成するために容易に検索が可能な個人情報であって、電子計算機処理されていないものについても含める必要が出てくると当然考えられますので、この点については手作業処理で一律に除外ということではなく、個人情報ファイルの定義同様に考えていいのではないかとというのが1点目であります。

続いて、制度についてであります。この制度・施策について情報保護評価の実施対象か

ら除くという案でありますけれども、この点につきましては、番号制度そのものについて評価を行うということについて、現段階で既に番号制度が大綱もでき上がっている段階で、評価を実施するという事は、非常に難しいということが考えられます。

しかし、情報保護評価のPIAという制度は、制度の評価を行うことが、まず第一義であります。つまり単なるシステムに係る評価。システム監査を実施するのがPIAではございませんので、当然制度も対象になると考えております。

しかし、6ページの一番上「『番号』に係る個人情報を取り扱う制度・施策」という観点から、今回は番号法に基づいて設置される第三者機関がその権限の範囲で実施する。制度全体の評価を実施することは、現段階では既に不可能であると考えられます。よって、番号に係る個人情報を取り扱う制度施策に係る評価というものは、既にこの部分については不可能であることから、実施することはできないと考えられます。

しかし、今回の情報保護法の評価は、この制度の構造が既にでき上がった上での検討が行われているわけでありますので、将来的に個人情報保護一般についての個人情報の取扱いに関する情報保護評価を実施することが今後想定をされますので、これは現段階ではありますけれども、今後、個人情報保護一般についての情報保護評価を実施するに当たっては、当然、制度施設の立案の段階における評価も排除すべきではないというのが私考えです。以上です。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

(宮内委員)

手作業のシステムについてですが、恐らく手作業のシステムにつきましては、情報連携基盤を活用した情報連携は必ず現実的に難しいと思います。実際には、その部局に閉じた管理に限定されるということになるかと思っておりますので、多分ここで今、検討している情報保護評価全体は、やるとしても必要のないものになるのではないかとこの面もあろうかと思っております。ですから、同じ枠組みでは多分とらえられなくて、何らかの限定した部分に限ったものになるのかと。そこまで本当にやる必要があるのかは、もう少し議論が要るかと思っておりますけれども、コンピュータシステムを使っているものは、かなり違った枠組みになるのではないかと考えます。

(宇賀座長)

ほかはいかがでしょうか。

(水町補佐)

新保委員から御意見をいただいた点です。6ページ目の「『番号』に係る個人情報を取

り扱う制度・施策」についてですが、例えば番号制度自体というものを、番号を使う個人情報を取り扱う制度・施策の例として挙げてはいるのですが、そのほかに事務局として想定していたものとしては、今、番号制度では税・社会保障分野について番号を導入していくというのが大綱で決定されておりますが、今後、幅広い行政分野について、番号制度を拡大していくことについても、検討していくこととされております。

そういったときに新しい行政分野において、番号に係る個人情報を取り扱うといったことが決定される。そのような番号に係る個人情報を新たに取り扱うといった施策についても情報保護評価を行っていくべきか。そういった点について、御意見をいただければと思っております。

もう一点、宮内委員から御意見をいただきました手作業処理については、情報連携基盤を利用することは想定しづらいというのはおっしゃるとおりだと思います。ただ、情報保護評価の対象は番号に係る個人情報を取り扱うシステムでして、番号に係る個人情報というものが平たく申しますと、まず番号自体、マイナンバー自体を使うもの。または情報連携基盤を利用するものでございますので、情報連携基盤を利用しないものの、マイナンバーを取り扱う手作業処理は存在するかと思います。情報連携基盤を利用しなくても、情報連携基盤を通じない第三者提供等も論理的には可能かと思っておりますので、そういった点についても御留意いただければと思っております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(新保委員)

今の点については、今後、更に利用を拡大する場合にはどうするのかという問題であると考えられます。例えば1つ極端な例を申し上げると、今後、他のシステムとこのシステムを連動して、特定の個人を識別する。社会保障・税番号の分野だけでなく、例えば安全保障の分野、防犯、治安の維持の目的でも使用することが、今後、将来的に想定された場合に、路上を歩行している歩行者をすべて撮影して、生体情報を取得して、その生体情報から識別した顔情報、特定の情報を他のデータベースと照合して、安全保障目的または防犯目的で用いるといったシステムが検討されるのであれば、それはシステムの構築以前に、そのような目的で個人情報を用いることが、その制度そのものが適切かどうかということが当然議論の対象になると考えられます。ですので、その制度ができ上がって、システムを構築するに当たっての検討がPIAではないという点は確認をしておきたいと思っております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

(大谷委員)

手作業処理の部分ですけれども、私も初めに保有個人データなど個人情報保護法上の概念に該当するような手作業処理に係る情報も存在し得るので、それらの扱いがどうなるのかについては、疑問に思ったのです。

しかしながら、情報保護評価の観点から、事前に十分な対策をとらなければならないことを実施機関が認識して、それを管理の方法などについて国民に公開することによって、その理解を得るといふ情報保護評価の目的に照らして、情報保護評価の対象とすることが必要な手作業処理が出てくるのかどうか実際にイメージしづらいところがあります。理論的可能性としてはあるかもしれないとしても、実際の現実問題として、どのぐらいあるのかということについて、事前にそれなりの見通しを立てることが必要ですし、特に国民に影響度の高そうな情報の取扱いを手作業による処理ではそもそもしないということを逆に徹底すべきではないかと思っているところもありまして、ただ、この番号制度を運用していく過程で不可避免的に手作業処理で、しかも情報保護評価という制度を利用することによって、その保護を強化することに資するというものがあるのかどうか。やはり十分にシミュレーションをしてから、結論を出すべき事項ではないかと思っております。

そういう点で、周辺の法令等の整合性については、法律に書き込んでいくことは十分にこれからもできると思いますので、まずは本当に必要なものについて、十分な評価ができるような仕組みを目指すことが必要かと思えます。第三者機関や実施機関に対して、何らかの負荷は与えるわけですので、その負荷が合理的なものになっていかなければいけないと思っておりますので、それを考える上で、無駄な負荷はかけないという観点でも、実例を少し想定してから検討させていただければと思います。以上です。

(宇賀座長)

そうしましたら、この点について、事務局の方で次回までに、マニュアル処理であるけれども、情報保護評価が必要かどうか論点となり得るような具体的な例を幾つか考えてお示しいただければと思います。

それでは、時間の関係で資料3の7ページ「第4 情報保護評価ガイドラインに関する論点」の部分について、もし御意見がありましたらお伺いしたいと思います。

(玉井座長代理)

このガイドラインに関連して、戻ると言えば戻るのですけれども、参考資料5にあるような報告書の記載様式、先ほど新保委員の方から関連法規との整合性とか用語の点の御指摘がありましたけれども、前提としてはよく整理されていて、基本的なものは押さえられているのかなという感じがいたします。

1つだけよくわからないのが、「3 プライバシーへ与える影響及びその対策の概要」の項目だけ非常に説明も簡素だし、書く方はどういうことを書けばいいのかがわかりにくい

のではないか。あるいは表現も「当該システムにおける」というのが非常にあいまいで、わかりにくい印象を持つのですけれども、どうでしょうか。

(水町補佐)

参考資料5の3につきましては、具体的には5以下がメインになるかと思えますけれども、5以下でそれぞれの情報のフェーズごとに、リスクとその対策というのを質問例として設けております。そのまとめを3で行うというのがこちらの想定です。

その目的といたしましては、まず1つで制度施策の概要を書く。2で個人情報の流れについて書く。3で具体的にどういうプライバシーリスクがあって、その対策を施しているかを書く。4で取り扱う個人情報について書かれている。時間のない方でもこの1～4を読めば、大体がわかるというような形にしてはどうかという想定で3を設けております。

(宇賀座長)

ほかにいかがでしょうか。

(新保委員)

2点ございます。既存の関連制度との関係についてであります。この既存の関連制度はさまざまな個人情報保護制度全般においても、先ほどの定義が異なるとか、整合性を確保する上で確認しておくべき事項について、どのように整理を行うのが若干気になっている点であります。

その点で1つの例としては、先ほど出てまいりましたマニュアル処理、手作業の部分についても、例えば制度との関係で、私がこの手作業の処理についても除外すべきではないと考えている理由は、実は制度的な面における問題が理由で1つございます。具体的には、例えば行政機関個人情報保護法の罰則規定を御確認いただければわかる点ですが、行政機関個人情報保護法の罰則規定は同法の2条4項1号に係る個人情報ファイルと書かれています。

これはどういうことかと言いますと、先ほど条文を申し上げましたけれども、1号は電子計算機を用いて検索できるというのが罰則の条件です。つまり2号のマニュアル処理は罰則の対象外となっております。ですから、この点について、従来から罰則の適用はあくまで電子計算機処理に係る個人情報ファイルであって、マニュアル処理は対象外となっている。その点については公務員法の秘密保持義務に基づいて対応するというのが行政機関個人情報保護法における罰則の構成です。

ですから、こういった点についても、単に手作業処理または電子計算機処理でよいかどうかということも含めて、これは既存の関連制度との関係で、例えば罰則については手作業にかかる部分は罰則の適用はないといったような部分も含めて、確認が必要である部分もあると思いますので、この点は再度確認をしたいと思います。

2点目であります。プライバシーマーク、ISMS、ITセキュリティ評価制度などの認証取得済みの機関並びにということについての記述であります。情報保護評価の実施に向けたインセンティブを設けるという形で、この認証制度を取得している。場合には考慮するといった書きぶりになっておりますが、そもそも情報保護評価の実施は義務でありますので、実施すべきものについて実施に向けたインセンティブというものはないと考えられます。ですから、ここについては書きぶりの意図はわかりますので、実施に向けたインセンティブではなく、個人情報プライバシー保護へ向けたインセンティブという観点から、プライバシーマーク、ISMSといったようなものを取得ということについて考慮すべきということと考えられます。

ただ、行政機関はプライバシーマークを取得できませんので、この点について、例えばプライバシーマークを取得済みである行政機関ということはある得ないということから、例えば政府統一基準であるとか、先ほどの総務省の行政機関向けの安全管理措置の指針といったようなものについて、これを適切に実施している場合については、何らかのインセンティブが与えられるということの方がよいのではないかと考えております。

(宇賀座長)

ありがとうございました。ほかはいかがでしょうか。

よろしければ、最後に資料3の2ページの「第2 情報保護評価の目的」及び13ページの「第6 地方公共団体における情報保護評価に関する論点」の部分につきまして、御意見がありましたら御発言をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

それでは、予定の時間になりましたので、本日の議事を終了したいと思います。

本日御議論をいただきました内容につきましては、事務局の方で必要な修正を加えた上で、行政機関・関係機関向けの情報保護評価ガイドライン（案）へとつなげていきたいと考えております。それでは、事務局から連絡事項をお願いします。

(中村企画官)

今回のサブワーキンググループにつきましてですが、詳細は追って事務局より連絡をさせていただきますので、そのときに御対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

以上でございます。

(宇賀座長)

本日は、長時間にわたる御議論と活発な御意見をいただきまして、どうもありがとうございました。以上をもちまして「情報保護評価サブワーキンググループ」の第3回会合を閉会といたします。

以上